



南山学園ガバナンス・コード

2020年4月1日制定

2023 年 10 月 27 日改訂(私立大学ガバナンス・コード【第 1.1 版】に対応) 2025 年 11 月 21 日改訂(私立大学ガバナンス・コード【第 2.1 版】に対応)

学校法人南山学園は、寄附行為第3条に定める目的「キリスト教世界観に基づく学校教育を行い、人間の尊厳を尊重かつ推進する人材の育成」および教育モットーとして掲げる「Hominis Dignitati~人間の尊厳のために~」に基づき、自主性および独立性を確保しつつ、自律的に学校法人および設置する南山大学を運営するため、一般社団法人日本私立大学連盟が定め、公表する「私立大学ガバナンス・コード」に沿い、以下のとおり「南山学園ガバナンス・コード」を定める。なお、「私立大学ガバナンス・コード」が改訂された際は、それに準じて、「南山学園ガバナンス・コード」も改訂を行うものとする。

ガバナンス・コードの対象と構成

南山学園ガバナンス・コードは、理事会および南山大学をその対象とし、「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」および「実施項目」で構成される。

「基本原則」は、南山学園が実施すべきもので、「1. 自律性の確保」、「2. 公共性の確保」、「3. 信頼性・透明性の確保」および「4. 継続性の確保」の 4 項目で構成される。

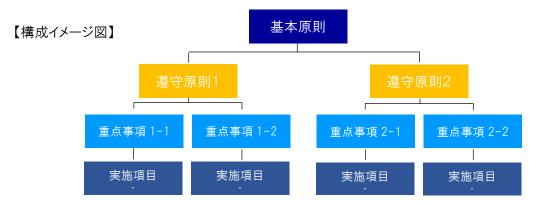
「遵守原則」は、南山学園が「基本原則」を遵守するために、実施すべきものである。

「重点事項」は、「遵守原則」を遵守するために必要不可欠な事項であり、上位の「遵守原則」の遵守状況(取組状況)を判断する指針である。

「実施項目」は、南山学園が「重点事項」を達成するために、実際に努めるべき具体的項目、ガバナンス 強化のために将来的に実現することが望まれる事項や実効的な取組例(日本私立大 学連盟の会員法人が実施しているグッド・プラクティス等)を含むものとし、日本私立大 学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に従い、以下のA、Bの2種類で区分表示する。

> A:「実施項目」の中でも重要性が高く、多くの会員法人に共通する実効的な取組例。 これらの項目の多くが行われていると、「重点事項」を達成し、「遵守原則」を遵守していると判断できる。

> B:会員法人が実施しているグッド・プラクティス等であり、ガバナンス向上のために推奨される、もしくは将来的に取り組むことが望まれる取組の一例。これらの項目を実施していないとしても、「遵守原則」を遵守していないとはならない。



「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」および「実施項目」は番号を付すが、原則として日本私立大学連盟が定める「私立大学ガバナンス・コード」に沿ったものは同じ番号を付すこととし、南山学園独自のものを追加する場合は「51」からの番号を付すこととする。

ガバナンス・コードの遵守状況の点検と報告

「基本原則」および「遵守原則」の遵守状況を点検することを目的として、年度末に「実施項目」の取り組み状況について確認を行うものとする。またその点検結果を理事会に報告するとともに、求めに応じて、日本私立大学連盟に報告する。なお、その点検方法については別に定める。

基本原則と遵守原則

基本原則と遵守原則は、日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づき、項目を制定する。その項目は以下のとおりとする。

基本原則

1. 自律性の確保

南山学園は、寄附行為第3条に定める目的「キリスト教世界観に基づく学校教育を行い、人間の尊厳を尊重かつ推進する人材の育成」および教育モットーとして掲げる「Hominis Dignitati~人間の尊厳のために~」に基づき、自主性および独立性を確保しつつ、自律的に学校法人を運営する。これにより私立学校としての多様な教育研究活動を実現する。

2. 公共性の確保

南山学園は、日本国のみならず世界の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える。

3. 信頼性・透明性の確保

南山学園は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める。

4. 継続性の確保

南山学園は、寄附行為第3条に定める目的および教育モットーに基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続および発展に努める。

遵守原則

1 - 1

南山学園は、学生、保証人、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、 教育・研究の目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

1 - 2

南山学園は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

2 - 1

南山学園は、寄附行為第3条に定める目的および教育モットーに基づきつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材の育成を行う。

2 - 2

南山学園は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

3 - 1

南山学園は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じて社会に貢献する。

3 - 2

南山学園は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学校長等の役職者の選任手続きの透明性の確保および解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

3 - 3

南山学園は、教育研究活動に係る情報や、経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

4 - 1

南山学園は、南山大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの 意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。 4-2

南山学園は、教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

重点事項と実施項目

重点事項と実施項目は、基本原則と遵守原則の達成ができるよう、次ページ以降のとおり、それぞれの原則のもとに項目をおく。

■基本原則 1. 自律性の確保

南山学園は、寄附行為第3条に定める目的「キリスト教世界観に基づく学校教育を行い、人間の尊厳を尊重かつ推進する人材の育成」および教育モットーとして掲げる「Hominis Dignitati~人間の尊厳のために~」に基づき、自主性および独立性を確保しつつ、自律的に学校法人を運営する。これにより私立学校としての多様な教育研究活動を実現する。

■遵守原則

1-1 南山学園は、学生、保証人、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育・研究の目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

■重点事項

1-1-1 南山学園は、事業に関する中長期的な計画または事業計画等(以下「中期計画等」という)の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。

■実施項目1-1

A1	中期計画等の策定にあたり、中期計画等に関係する機関または部署、執行管理者等の実行主体、原則として 5 年以上の計画期間、意見聴取方法および意見の反映方法をあらかじめ決定する。
A2	中期計画等の策定に際し、法令に従って認証評価の結果を踏まえるとともに、直前の中期計画等に加え、学部等の中期計画があれば、それらとの関連性を明らかにする。
А3	中期計画等に教学、人事、施設および財務等に関する事項を盛り込む。
A4	中期計画等に政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込み、実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確にする。
A5	中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。
A6	中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行い、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。
A7	外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、理事会はすみやかに評議員会に諮問し、修正を行えるようにする。
A8	中期計画等の期間中および期間終了後に、進捗状況および実施結果を法人内外に公開する。
B1	中期計画等の内容について、その適法性および倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても評価し、十分な説明および十分な資料に基づき、教職員、評議員会等の意見を聴取したうえで最終決定を行う。

■基本原則 1. 自律性の確保

■遵守原則

1-2 南山学園は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

■重点事項

1-2-1 南山学園は、自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにする。

■実施項目 1-2-1

A1	理事長、代表業務執行理事、業務執行理事(以下、「理事長等」という)の業務執行範囲を明確化する。
A2	政策を策定、管理する者が理事でない場合、当該役割を担う役職の任命、解嘱に至る過程を明確化する。
А3	理事会および評議員会等の議決事項を明確化する。
A4	理事会から理事長又は理事へ委任する事項を明確化する。
A5	理事長等の解職手続き及び役付理事が理事としての担当業務を変更する手続きを明確化する。
A6	規程化する等の方法により、政策を策定、管理する責任者(理事長、理事その他の部門長等)の権限と責任を明確化する。
A7	法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者および教職員に周知徹底し、法令等の遵守の実効性を確保する。
B1	教学組織と法人組織の役割・権限を明確化し、構成員に周知する。

■重点事項

1-2-2 南山学園は、自主性・独立性を確保するために、建設的な協働と相互けん制が有効に機能する体制を確立する。

■実施項目 1-2-2

A1	理事会、監事および評議員会等のガバナンス機関において、法令で定められた事項を遵守したうえで、定数、構成等を工夫することにより、機関内および機関間の有効
	な相互けん制が働くような仕組を構築する。
B1	理事および評議員の双方が出席する合同懇談会等を開催するなどして、積極的に意見交換し、両機関が建設的に協力して法人運営を行う仕組を構築する。
B2	理事、理事会および監事が建設的な協働と相互けん制を行えるよう、理事長や特定のステークホルダーから独立して理事、監事および評議員が意見を述べられるか、
	監視に必要な正しい情報を適時・適切に得られるようになっているか、理事長および内部監査室またはこれに相当する業務を担当する部署等(以下、内部監査室等)と
	の間で適時・適切に意思疎通が図られているか、理事会および監事による報告および指摘事項が適切に取り扱われているか等を定期的に点検する。

■基本原則 2. 公共性の確保

南山学園は、日本国のみならず世界の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える。

■遵守原則

2-1 南山学園は、寄附行為第3条に定める目的および教育モットーに基づきつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材の育成を行う。

■重点事項

2-1 南山学園は、寄附行為第3条に定める目的および教育モットーに基づく人材育成を行うために、その教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度 化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。

■実施項目 2-1

A1	会員法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、法人、大学、学部・学科および研究科等の毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。
A2	達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生および社会に発信し、共有する。
А3	会員法人の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源(ヒト、モノ、カネ)が、著しく非効率とならないよう、経営資源の効率的な配分に係
	る基本方針を明確にする。
A4	「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。
A5	「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。
B1	内部質保証システムを構築し、教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備の状況について、外部評価者の点検・評価を受けるなどの方法によって、継続
	的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、必要に応じて外部評価者や学生からの意見聴取を行い、絶えず改善・向上に取り組むようにする。
B2	自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果、FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動ならびに学習成果の可視化およびアンケート調査等を含むR(インスティテ
	ューショナル・リサーチ)活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。
В3	リカレント教育の諸施策について、その方針および計画を明確化する。
B4	留学生の受入ならびに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育
	課程編成・実施の方針および受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確こする。

■基本原則 2. 公共性の確保

■遵守原則

2-2 南山学園は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

■重点事項

2-2-1 南山学園は、南山エクステンション・カレッジを含む各種一般向け講座、各種ボランティア活動・地域課題解決等を目的とする地域連携プログラム等を通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。

■実施項目 2-2

A1	社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。
A2	社会・地域との連携を支援する体制または仕組を整備する。
A3	研究インテグリティを踏まえた研究活動を支援する仕組を整備する。
B1	地域社会、自治体等の行政機関や企業との対話等を通じて、ステークホルダーとの信頼関係の醸成に努める。
B2	公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。
В3	社会・地域貢献に係る学内の自主的な取組を把握し、全学的な取組として展開する。
B4	組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。

■基本原則 3. 信頼性·透明性の確保

南山学園は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める。

■遵守原則

3-1 南山学園は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じて社会に貢献する。

■重点事項

3-1-1 南山学園は、本学園におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上および監事機能の実質化のため、監事の独立性を確保し、監事の支援体制を整備したうえで、必要に応じて改善を行い、監視・監督機能の強化を図る。

■実施項目 3—1-1

A1	『監事監査ガイドライン(私大連監事会議)』等を参考に、監事監査規程(必要に応じて監事監査基準)を策定する。
A2	監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。
A3	監事監査の継続性を担保および監事の独立性を確保するために、監事全員が同時期に入れ替わらないよう監事の選任時期などを工夫する。
A4	理事会、評議員会において、監事が積極的に意見を陳述することができる仕組を構築する。また経営に関する重要な会議等にも出席し、積極的に意見を陳述することが
	できる仕組を構築する。
A5	監事監査に必要な資料の提供、説明等、監事に十分な情報提供を行う。
A6	監事間の連携の深化を図るべく、定期的に会議を開催する。
B1	常勤監事を登用するとともに、監事監査支援体制を整備する。なお常勤監事の設置が法令で求められていない場合においては、監事を3名以上にするなどの方法により
	常勤監事がいる状況と同等の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。
B2	監事が必要と認めた場合における、弁護士、公認会計士等の外部の専門家との連携体制を整備する。
В3	監事監査の継続性を担保し、監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準を明確化し、監事を選任する。

■重点事項

3-1-2 南山学園は、会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能の実質化のため、会計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。

■実施項目 3—1-2

A1	会計監査人の選任は、監事がその議案を決定したうえで、評議員会で行う。
A2	会計監査人が有効に機能するために、理事長等および監事と意見を交換できる場を設定する。
А3	会計監査人が有効に機能するために、監事、会計監査人および内部監査室等が協議する場を設定する。
A4	学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務を担当する理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。

■基本原則 3. 信頼性·透明性の確保

■遵守原則

3-2

南山学園は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学校長等の役職者の選任手続きの透明性の確保および解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

■重点事項

3-2-1 南山学園は、理事および学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の執行体制の実質化を図る。

■実施項目 3-2-1

A1	理事の選考手続きや推薦方法等の開示によって、理事の選解任方法の透明化を図る。
A2	法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会に対して適切に報告がなされる体制を整備する。
A3	理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を整備する。
A4	不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、理事および教職員の権限および職責を明確こし、その権限および職責の範囲において、法令および寄附行
	為等を遵守して適切かつ効率的に職務を遂行する体制を整備する。
A5	個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、法令を遵守した個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護
	に関する体制を整備し実効的に機能させる。
A6	理事等が、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他の損失を発生させるリスクを認識し、当該リスクの発生可能性およびリス
	ク発生時の損害の大きさを把握する。
B1	理事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、理事の報酬基準の透明化を図る。
B2	理事長の常勤化、理事長および理事の利益相反および責務相反規程の整備などの方法により、学校法人の執行体制の実質化を図る。
В3	理事選任機関に理事以外のものを含めるなど構成・員数を工夫することによって、理事会および理事からの中立性を確保する。
B4	理事の再任、重任にあたっては、ガバナンス体制の機能不全が発生していないかを評議員会・理事選任機関等でそれぞれ点検したうえで行う。
B5	学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開す
	్
В6	職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる事態が生じないよう、職務を複数の者の間で適切に分担または分離できる
	ように、権限および職責の分担や職務分掌を明確に定める。

3-2-2 南山学園は、監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、 必要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。

■実施項目 3-2-2

A1	監事の選解任過程については、法令で定められた選任機関や決議要件のみならず、その具体的な手続き等を明確化することによって、透明化を図る。
A2	評議員の選解任方法の開示によって、透明化を図る。
А3	評議員会が法人の運営に関し、理事会に対し適切に意見ができる仕組を整備する。
A4	相互けん制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人および内部監査室等による三様監査体制を確立する。
A5	会員法人に著しい損害を与えるおそれのある事実または法令、寄附行為その他の規程に反する事項を発見したときに、直ちに理事長等および監事に対して報告がなさ
	れる体制を整備する。
B1	監事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、監事の報酬基準の透明化を図る。
B2	監事は、評議員および評議員会と定期的に意見を交換し、有効な監視・監督体制を整備する。
В3	評議員の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、評議員の報酬基準の透明化を図る。
B4	法令および寄附行為等の遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、評議員に対してすみやかに報告がなされる体制を整備する。

■重点事項

3-2-3 南山学園は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。

■実施項目 3-2-3

A1	内部監査室等を設置するなど、内部チェック機能を高める。
A2	コンプライアンス規程・法令遵守マニュアル等を通じて、教職員に対するリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
A3	『内部統制システム整備の基本方針』に基づき、内部統制に関する諸規程を整備し、内部統制の運営、確認および改善のサイクルを構築する。
A4	理事会その他の重要な会議等における意思決定および個別の職務執行において、法務担当および外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相
	談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定および職務執行がなされることを確保する体制を整備する。
B1	組織内の適切な内部けん制体制を整備し、より不正および誤謬が発生しないようにする。
B2	内部統制システムに関する点検を定期的に行う。

3-2-4 南山学園は、ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含め、内部通報の実質化を図る。

■実施項目

7 430 7 1	
A1	教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(内閣府告示第 118 号「公益通報者保護法第 11 条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月 20 日)等を参考にして)部門横断的な公益通報対応業務を行う体制および公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。
A2	公益通報を行った教職員等が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための仕組を整備する。
B1	公益通報窓口を法人内に設置するだけではなく、法人外にも設置し、公益通報に係る体制を実効的に機能させる。
B2	ガバナンス体制の機能不全等が発生していると判断した場合、理事、理事会および監事は、「遵守状況報告書」の遵守状況をすみやかに、「意見不表明」に変更し、変更
	後、最初の評議員会等でこれを報告する。

■基本原則 3. 信頼性·透明性の確保

■遵守原則

3-3 南山学園は、教育研究活動に係る情報や、経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、 積極的に情報を公開する。

■重点事項

3-3-1 南山学園は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度を整備し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る。

■実施項目 3-3-1

2 400 2 411	
A1	いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように公表または開示するかなどを規定した情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。
A2	公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、公表または開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時・正確に公表または開示することのできる
	体制またはシステムを整備する。
А3	法令に定められた寄附行為の内容および財務書類ならびに中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況、認証評価結果、外部評価結果
	および設置計画履行状況等調査結果、学外からの評価結果ならびに当該学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報等について、インターネット等を通じて
	公表する。
A4	内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により、インターネット等を通じて公表する。
B1	公開した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。

3-3-2 南山学園は、情報公開するにあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を常に行う。

■実施項目 3-3-2

A1	公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性および更新性に留意する。
A2	公開した情報へのアクセシビリティの向上を図る。
A3	情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性および重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。
A4	学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該学校法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公開する。
B1	Web サイト等で情報を公開する部署とは別に、公開した情報をチェックする部署を設けるなどの方法により、公開した情報の客観的なチェック体制を構築する。
B2	大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。

■基本原則 4. 継続性の確保

南山学園は、寄附行為第3条に定める目的および教育モットーに基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続および発展に努める。

■遵守原則

4-1

南山学園は、南山大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

■重点事項

4-1

南山学園は、法人運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材*も有効に活用し、理事会および監事、評議員会等の機能の実質化を図る。

*私立学校法第38条第6項を踏まえ、役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に南山学園の役員または職員でなかったとき、その再任の際現に本学園の役員または職員でない者とみなす。

■実施項目 4-1

A1	理事会、評議員会の開催にあたり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組を構築する。
A2	理事、評議員の定数は学校法人の規模および実質的な議論ができることを考慮した数とする。
A3	ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。
A4	ガバナンスが有効に機能するように、会員法人内外の人材のバランスを考慮しつつ、理事および評議員に外部人材を登用する。
A5	評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、学校法人の規模や特性に応じて、多様な構成とする。
A6	外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組を整備する。
A7	理事、監事および評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。
B1	理事および評議員が過去の議事内容が確認できるなどによって、会議体において十分な議論が行えるよう支援する体制または仕組を整備する。
B2	政策を策定、管理する責任者(常務理事等)が政策の執行状況を確認できる仕組をITの活用等により構築する。
В3	経営情報を正確かつ迅速に教職員等の構成員に伝達するための「「環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組を構築する。

■基本原則 4. 継続性の確保

■遵守原則

4-2 南山学園は、教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

■重点事項

4-2-1 南山学園は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現できることを説明するために、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事および 会計監査人の監査結果とともに、財政および経営の状況について広く社会に存在する幅広いステークホルダーへ開示する。

■実施項目 4-2-1

A1	とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性および継続性の観点から、理解容易性、
	明瞭性に留意した情報を開示する。
A2	学校法人の「学校法人の継続法人の前提(日本公認会計士協会「学校法人の継続法人の前提に関するQ&A」参照)」に重要な疑義を生じさせるような事象または状況
	が存在する場合、当該事象または状況を解消し、または改善するための対応に関する情報を理解容易性、明瞭性に留意して開示する。
А3	中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。

■重点事項

4-2-2 南山学園は、教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化および強化を図る。

■実施項目 4-2-2

A1	財政運営に関する基本方針を定め、財政基盤の安定化および強化を図る。
A2	補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。
A3	社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。
A4	リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程および体制を整備する。
B1	寄附行為で定めた収益事業について、財政基盤の安定化および強化につながるようにする。
B2	「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。
В3	理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確こし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図
	న <u>ె</u> .
B4	「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来(機能別分化、個性化、多様化やグローバル化)に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢
	献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。
B5	補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有(学内広報)、研究シーズや成果の情報公開(学外広報)を推進するための体制を整備する。
В6	教育・研究を目的としたクラウドファンディングの実施、卒業生が提供する商品・サービスを返礼品とした寄附金募集など、多様な寄附金の募集方法に取り組む。

4-2-3 南山学園は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保および教育研究活動の継続性確保のために、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。

■実施項目 4-2-3

A1	危機等の発生を未然に防止するためのシステムおよび体制を整備し、当該システムおよび体制が有効に機能するかを定期的に検証し、改善に努める。
A2	管理運営上、不適切な事案が生じた際には、すみやかな情報公開と再発防止が図られる体制を整備する。
A3	危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応できる体制を整備する。
A4	情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。
A5	情報セキュリティ体制の適切性および運用状況を検証する。
A6	ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。
B1	重要なリスクについては理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
B2	危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広
	く周知するとともに、教職員、学生等への研修、訓練等を実施する。

以上